

職派若発 1202 第 1 号  
平成 28 年 12 月 2 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
派遣・有期労働対策部企画課  
若年者雇用対策室長

### 職業紹介事業を行う学校等に対する助言、指導等に係る留意事項について

日頃から、若年者雇用対策の円滑かつ効率的な推進に御尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、職業紹介事業を行う学校等に対する助言、指導等については、「学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」（平成 28 年 8 月 19 日最終改正。以下「業務取扱要領」という。）に基づき実施していただいているところです。

近年、若者の「使い捨て」が疑われる企業の存在が指摘されており、従前のように若者が新卒の際に安定的な職に就き、企業に長期的に育成されるということが必ずしも期待できない状況となっています。

このような中、公共職業安定所（以下「安定所」という。）だけでなく、安定所以外の職業紹介事業者についても、適切な職業紹介事業の運営が求められています。

こうしたことから、今般、学校等の行う職業紹介事業が適切に運営されるよう、安定所における助言、指導等に係る留意事項を下記のとおりといたしますので、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 1 趣旨

学校等の行う職業紹介については、業務取扱要領第 1 にあるとおり、学生等の職業適性を十分把握している学校等が職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことがより実態に即するものとして、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「安定法」という。）第 33 条の 2 の規定により、厚生労働大臣に届け出ることにより、無料職業紹介事業を行うことができるものとされている。

一方で、学校等は職業紹介事業者であることに変わりはなく、安定法等において、求職者に対する労働条件等の明示、求職者の能力に適合する職業の紹介等、職業紹介事業者としての責務等が課せられている。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）が昨年の通常国会で成立し、職業紹介事業を行う学校等においても、その趣旨に沿った適切な職業紹介事業の実施が求められるところ、安定所が学校等の行う職業紹介事業の運営状況を把握し、必要に応じて、より適切な運営を促していく必要がある。

## 2 学校等の職業紹介事業の運営状況の把握及び助言、指導等の実施

### (1) 助言、指導等の実施時期

安定法第 33 条の 2 第 1 項に基づき、学校等が職業紹介事業の届出を行った際に、「適切な職業紹介事業を行うためのチェックリスト」（別添 1。以下「チェックリスト」という。）を配付して自己点検を促すとともに、下記（3）に掲げる事項について特に丁寧に説明すること。

また、現に職業紹介事業を行っている学校等については、管内すべての職業紹介事業を行う学校等へチェックリストを郵送し、自己点検を促すとともに、学校等への訪問時や職業紹介事業報告書の提出時など、安定所の実情に応じた機会を捉え、チェックリストを活用して、（3）ハの職業紹介事業の取扱職種等の届出を促すなど、助言、指導等を行うこと。

### (2) 助言、指導等の実施方法

安定法第 48 条の 2 の規定により、助言、指導等に当たっては、まずはチェックリストの配付やチェックリストを活用した助言により行うこととするが、是正がなされない場合等、必要に応じて、指導票（別添 2）又は是正指導書（別添 3）により行うこととする。

指導票については、学校等の行う職業紹介事業に関し、違法行為に該当しない場合であって、適正な事業の運営及び求職者の保護を図るために一定の措置を講じさせることが必要であると認められるときに、その理由、講ずべき措置の内容及び是正期日等を記載した上で交付し、改善を求めること。

また、是正指導書については、違法行為がある場合に、当該違反している法令の条項、具体的違反の概要、是正するための措置の内容、是正期日等を記載した上で交付し、是正を求めること。

なお、業務取扱要領第 4 の 5 における職業紹介事業報告書の提出がなされていない場合には、是正指導書の提出による指導対象となることに留意すること。

(3) 助言、指導等に当たり特に留意すべき事項

助言、指導等に当たっては、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号。以下「事業主等指針」という。）等により、職業紹介事業を行う学校等が講ずべきこととされている事項のうち、下記のものについて、特に留意して確認を行うこと。

イ 労働条件の明示について

依然として、固定残業代の明示をめぐるトラブルが見受けられるが、事業主等指針第二の一（一）へにおいて、事業主が固定残業代を採用する場合に明示すべき事項を定めていることから、学校等の求人票について当該内容もあわせて確認の上、必要に応じて助言、指導等を行うこと。

高卒求人については、安定所において予め求人内容を全て確認しているが、大卒等求人については、そのような確認をしておらず、また、任意の様式を用いる場合があるため、大学等における求人票を確認する際には、明示すべき事項が適切に明示されているか確認を行うこと。

その他固定残業代の明示に係る事務については、平成 27 年 9 月 30 日付け職派若発 0930 第 5 号「「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」に係る助言及び指導に関する留意事項について」（平成 28 年 8 月 19 日最終改正）により取り扱うこと。

ロ 若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報の提供について

若者雇用促進法第 14 条において、求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに係る学校等を含む職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならないこと、及び学校卒業見込者等からの求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないこととしていることから、適切に青少年雇用情報が提供されているか確認すること。

なお、学校等を含む職業紹介事業者からの青少年雇用情報の提供の求めに応じない求人者があった場合等については、安定所において相談を受け付け、必要に応じ、当該求人者への指導等を行う旨もあわせて説明すること。

その他青少年雇用情報の提供に係る事務については、平成 28 年 1 月 29 日付け職発 0129 第 56 号「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく青少年雇用情報の提供について」（平成 28 年 8 月 19 日最終改正）により取り扱うこと。

ハ 若者雇用促進法に基づく安定所における求人の不受理に準じた取組の促進について

事業主等指針において、学校等を含む職業紹介事業者も、若者雇用促進法第 11 条に基づき安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、安定法第 33 条の 2 第 5 項の規定により、職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行うことが望ましいとしている。平成 28 年 1 月 29 日付け職発 0129 第 52 号「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく求人不受理について」（平成 28 年 8 月 19 日最終改正）の 11 において、その周知を行うよう指示しており、学校等への訪問時や職業紹介事業報告書の提出時などあらゆる機会を捉えて、学校等に再度促し、取組が行われるようにすること。

(4) 改善命令及び事業停止命令

助言、指導等を経てもなお是正がなされない場合、直ちに行政処分等の制裁措置を講じるのではなく、まず、改めて学校等に対し、法の趣旨等を十分に説明することにより、法違反の事実及び是正の必要性を認識させ、一定期間内（事案によっては即時）に是正するよう指導すること。

一連の指導を行ってもなお是正がなされない場合は、安定法第 48 条の 3 に基づく安定所長による改善命令（別添 4）又は同法第 32 条の 9 第 2 項に基づく労働局長による事業停止命令（別添 5）を検討することとするが、事前に、都道府県労働局を經由し本省若年者雇用対策室へ相談すること。

(5) 立入検査

安定法第 50 条第 2 項に基づく立入検査については、業務取扱要領第 3 の 2（2）ロのとおりだが、立入検査のための証明書は、職業紹介事業等立入検査証（安定法施行規則第 33 条第 2 項における様式第 9 号）によること。

3 本省への報告

学校等の職業紹介事業に係る助言、指導等の実施状況等については、年度ごとに取りまとめ、各都道府県労働局から本省若年者雇用対策室に対し、「職業紹介事業を行う学校等に対する指導等実施状況」（別添 6）により、翌年度 4 月末までに報告すること。

## 適切な職業紹介事業を行うためのチェックリスト

※法は職業安定法を、則は職業安定法施行規則を指す。

チェック事項	関係条項	違反等の有無	備考
○無料職業紹介事業の届出に関する事項			
①無料職業紹介事業の実施に当たり、主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」）に届出をしている。	法第33条の2第1項		
②無料職業紹介事業の変更について、変更する事実の発生した日から10日以内に事業所の所在地を管轄する安定所に届出をしている。	法第33条の2第1項		
○求人申込み受理に関する事項			
①求人の申込み内容が関係法令に違反していない。 （主なチェック項目） <input type="checkbox"/> 労働時間についての条件が休憩時間を除き1日について8時間、1週間について40時間を超えるものでない <input type="checkbox"/> 危険、有害な業務、坑内の労働又は深夜業に就かせるために年少者（満18歳に満たない者）を雇い入れるものではない <input type="checkbox"/> 女性又は妊産婦の就業が禁じられている業務のために女性を雇い入れるものではない <input type="checkbox"/> 危険な業務（クレーン運転、ボイラーの取扱い、金属の溶接等）の経験又は必要な資格、技能を有しない労働者を雇い入れようとするものではない <input type="checkbox"/> 最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払われる賃金額がその最低賃金未満ではない <input type="checkbox"/> 正当な理由なく障害者でないことを条件としていない <input type="checkbox"/> 社会保険、労働保険等の適用対象事業所にあつては、必要な手続きをとっている <input type="checkbox"/> 男性又は女性の一方のみを雇い入れようとしていない、男性又は女性の採用人数をあらかじめ設定していない及び配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年について女性と男性で差別的取扱いをしていない	法第5条の5		
②賃金、労働時間その他の労働条件が当該地域における通常の労働条件と比べて著しく低くない。	法第5条の5		
③求人の申込みを受理しない場合、その理由を求人者に対し説明している。	則第4条の3第3項		
④選考の方法又は選考のために必要としている書類が不適切ではない。	法第3条		
○求職申込み受理に関する事項			
①求職の申込みの内容が関係法令に違反していない。 （主なチェック項目） <input type="checkbox"/> 必要な技能、経験を有しない求職者が、危険な業務に就職を希望していない <input type="checkbox"/> 労働者としての最低年齢に満たない児童が求職申込みを希望していない <input type="checkbox"/> 女子又は年少者が法律により就業を制限されている業務に就業を希望していない	法第5条の6第1項		
②求職の申込みを受理しない場合、その理由を求職者に対し説明している。	則第4条の4		

○労働条件等の明示に関する事項			
<p>①求職者に対し、下記の条件を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/>労働者が従事すべき業務の内容に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>労働契約の期間に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>就業の場所に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>始業及び終業の時刻</p> <p><input type="checkbox"/>所定労働時間を超える労働の有無</p> <p><input type="checkbox"/>休憩及び休日に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>賃金の額（※）に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>社会保険、労働保険の適用に関する事項</p> <p>※固定残業代を採用する場合は、①固定残業代に係る計算方法、②固定残業代を除外した基本給の額、③固定残業代を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示している。</p>	法第5条の3第1項		
<p>②求職者に対し、上記の労働条件の明示が書面の交付又はメール等により行われている。</p>	則第4条の2第2項		
○その他職業紹介の原則に関する事項			
<p>①求職者に対してその能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めている。（適格紹介の原則）</p>	法第5条の7		
<p>②求職者に対して紹介された職業に就くこと又は求人者に対して紹介された求職者を雇い入れることを強制していない。（自由の原則）</p>	法第2条		
<p>③職業紹介において、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由としてその取扱いを差別していない。（均等待遇の原則）</p>	法第3条		
<p>④安定所から通報のあった事業所からの労働争議の自主的解決を妨げるような求人申込みに対して求職者を紹介していない。（中立の原則）</p>	法第34条により準用する法第20条		
○取り扱う職種の範囲等の明示に関する事項			
<p>①取り扱う職種の範囲その他業務の範囲、苦情の処理に関する事項及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について書面の交付又はメール等により明示している。</p>	法第33条の2第7項において準用する法第32条の13		
○守秘義務及び個人情報の収集、保管及び使用適正管理に関する事項			
<p>①守秘義務を遵守している。</p>	法第51条の2		
<p>②業務の目的の範囲内で適法かつ公正な手段で求職者等の個人情報を収集、保管及び使用している。</p>	法第5条の4第1項		
○職業紹介に使用する帳票に関する事項			
<p>①求職票については、安定所で使用する求職票に準じたもの、中卒用、高卒用職業相談票又は下記の事項の含まれた任意の様式のいずれかを使用している。</p> <p><b>受付年月日、求職者の氏名、生年月日、性別、現住所、学科等、職業相談状況、資格、就職希望の条件（職種、賃金、就業地、雇用形態、就業時間）、紹介就職状況</b></p>			

	<p>②求人票については、安定所で使用する求人票に準じたもの、学卒用求人票又は労働条件のほか下記の事項が含まれた任意の様式のいずれかを使用している。</p> <p>受付年月日、求人者名及び所在地、代表者名、採用事務担当者の役職氏名、事業内容等事業所の概要、求人数、福利厚生、応募資格、応募書類、応募受付期間、選考方法、選考日時場所</p>			
○求人求職管理簿に関する事項				
	<p>①求人求職管理簿が作成され備え付けられている。（書面によらない備付けを行っている場合、直ちに明瞭かつ整然とした形式で機器に表示され、また書面の出力が可能となっている。）</p>	法第32条の15		
	<p>②求人求職管理簿の記載項目について必要な項目が具備されている。</p>	法第32条の15		
	<p>③求人求職管理簿について完結後2年間保存されている。</p>	法第32条の15		
○若者雇用促進法に関する事項				
	<p>①求人者の申込みを受理する際に、以下の全ての青少年雇用情報を提供するように求人者の理解を求めている。</p> <p><input type="checkbox"/>過去3年間の新卒採用者数・離職者数  <input type="checkbox"/>過去3年間の新卒採用者数の男女別人数  <input type="checkbox"/>平均勤続年数  <input type="checkbox"/>従業員の平均年齢（※）  <input type="checkbox"/>前年度の月平均所定外労働時間の実績  <input type="checkbox"/>前年度の有給休暇の平均取得日数  <input type="checkbox"/>前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）  <input type="checkbox"/>役員及び管理的地位にある者に占める女性割合  <input type="checkbox"/>研修の有無及び内容  <input type="checkbox"/>自己啓発支援の有無及び内容  <input type="checkbox"/>メンター制度の有無  <input type="checkbox"/>キャリアコンサルティング制度の有無及び内容  <input type="checkbox"/>社内検定等の制度の有無及び内容</p> <p>※若者雇用促進法施行規則第5条に基づく青少年雇用情報ではないものの、参考値として可能な限り提供を求めている。</p>	若者雇用促進法第14条第1項		
	<p>②学校卒業見込者等からの求めに応じて適切に、青少年雇用情報の提供を求人者に求め、学校卒業見込者等へ提供している。</p>	若者雇用促進法第14条第2項		
	<p>③若者雇用促進法第11条に基づき安定所が不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの求人は取り扱わない旨の取扱職種等の届出を行っている。</p>	法第33条の2第5項		

(別添2)

# 指 導 票

番 号  
平成 00 年 0 月 00 日

(職業紹介事業を行う学校等の長)

〇〇公共職業安定所長

貴事業所において下記の事項について改善措置をとられるよう、職業安定法第 48 条の 2 に基づき指導します。

措置の必要性		措置の内容		
受領年月日	平成 年 月 日	備考	( ) 枚のうち	
受領者職名			( ) 枚目	
氏 名	印			

措置の状況については、平成 年 月 日までに書面により当公共職業安定所宛て報告してください。

以上



(別添3)

# 是正指導書

番 号  
平成 00 年 0 月 00 日

(職業紹介事業を行う学校等の長)

〇〇公共職業安定所長

貴事業所において下記の事項については是正を行うよう、職業安定法第 48 条の 2 に基づき指導します。是正の状況については、指定期日までに文書により当公共職業安定所宛てに提出してください。

法条項	違反事項及び是正のための措置		指定期日	是正 確認
	(違反事項)			
	(是正のための措置)			
受領年月日 受領者職名 氏 名	平成 年 月 日 印	備考	( ) 枚のうち ( ) 枚目	

(別添 4)

番 号  
年 月 日

学校等の行う職業紹介事業改善命令書

(職業紹介事業を行う学校等の長)

厚生労働大臣 印  
公共職業安定所長

職業安定法第 48 条の 3 の規定に基づき、下記の理由により 年 月 日届出、  
届出番号 の学校等における することを命ずる。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して 1 年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分のあったことを知った日から 6 箇月以内（ただし、処分のあった日から 1 年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 箇月以内（ただし、裁決のあった日から 1 年以内）に提起することができる。

記

(理由)

(別添5)

番 号  
年 月 日

学校等の行う職業紹介事業停止命令書

(職業紹介事業を行う学校等の長)

厚生労働大臣 印  
労働局長

職業安定法第33条の2第7項において準用する同法第32条の9第2項の規定に基づき、年 月 日から年 月 日までの間、下記の理由により、年 月 日届出、届出番号 の学校等における の職業紹介の停止を命ずる。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日から6箇月以内（ただし、処分のあった日から1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日から1年以内）に提起することができる。

記

(理由)

(別添6)

## 職業紹介事業を行う学校等に対する指導等実施状況

平成 年度 労働局

		中学校	義務 教育 学校	高等 学校	中等 教育 学校	高専	短大	大学	専修	能開	合計
届出状況	①無料職業紹介事業に係る累積届出件数 (平成 年度末時点)										0
	②①のうち若者雇用促進法第11条に準じた 取扱職種の範囲等の届出件数(※1)										0
指導等 の状況	③チェックリストを活用した助言件数(※2)										0
	④指導票による指導件数(※3)										0
	⑤是正指導書による指導件数(※3)										0
	⑥③～⑤の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「主たる事務所の所在地を管轄する労働局」ではない労働局として、若者雇用促進法第11条に準じた取扱職種の範囲等に係る変更の届出があった場合については、別途( )書きにて当該件数を計上すること。

※2 チェックリストを活用して、職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を促すなどした場合に、助言件数を計上することとし、チェックリストの郵送のみの場合は計上しない。

※3 ④及び⑤の書面による指導を行った場合は、当該書面の写しを添付すること。